



岐阜市教育研究所の施設 (研修室、会議室、相談室)の使用について

岐阜市教育委員会 学校指導課 教育研究所

*根拠：「岐阜市教育研究所条例」第1条

1 使用できる団体

- 岐阜市立学校の教職員の団体
 - 岐阜市の学校教育関係団体
 - 岐阜県の研究機関・研究団体（ただし、岐阜市内の教職員が属し、かつ県や市の教育研究会所属の研究団体として認められた団体）
- *その他の団体については、その都度、所長と研究所主幹で協議をする。

2 使用申請について

(1) 使用申請期間（下記(2)①、②について）

前年度の2月中旬～利用1か月前

(2) 使用申請と使用許可の流れ

①【事前・仮予約】

岐阜市教育研究所に、研修室等の空き状況を電話で確認し、仮予約する。（*教育研究所：058-241-2114）

②【本申請】

「岐阜市教育研究所施設使用申請書（様式1又は様式2）」を作成し、岐阜市教育研究所長宛て提出する。

*提出先：岐阜市教育研究所長

*提出期限：①の仮予約後、速やかに

*提出方法：文書メール便、郵送又は電子メール

■様式1、様式2の入手について（以下のいずれかの方法）

- ・統合型校務支援システム「Te-Comp@ss」>岐阜市書庫>教育委員会
- ・岐阜市教育研究所HP>教育研究所施設利用
- ・教育研究所2階事務室に直接取りに来る

様式1（単日用）
岐阜市教育研究所施設使用申請書（令和4年度～）

岐阜市教育研究所長 様
申請者 団体名（学校名）
代表者名（校長名）
担当者（主幹者）
連絡先（所属）
連絡先

下記のとおり、岐阜市教育研究所の施設の使用を申請します。

申請年度	申請期間	申請人数	名
令和 年 月 日	申請開始時刻 使用時刻		

（左欄に○をつけてください）

研修室名	研修人数	申請人数	申請状況	備考
花嫁室	13	0	○	×
議室1（研修室）	30	0	○	○
議室2（会議室）	12	0	○	×
議室2-2相談室	6	×	×	×
議室2-3相談室	5	0	×	×
議室3（会議室）	20	0	○	×
議室3-2相談室	9	0	○	×
議室3-3会議室	8	0	○	×
レスルーム	33	×	×	×
議室4（会議室）	8	0	×	×
議室4-2研修室	30(50)	0	○	×
中2-1研修室	16	0	○	×
中3-1研修室	20	0	○	×
中3-2研修室	20	0	○	×
中3-3研修室	20	0	○	○
中3-大研修室	100(80)	0	○	×
中4-1研修室	24	0	○	×
中4-2研修室	24	0	○	○
中4-3研修室	20	0	○	×
中4-4研修室	20(80)	0	○	×
体育館	000(60)	×	×	×
伊豆ランド				

岐阜市教育研究所施設使用承認書

上記の申し込みを承認します。 令和 年 月 日 岐阜市教育研究所長 印

*使用前、使用後には、申請者と2階事務室まで連絡ください。

③【使用許可】

岐阜市教育研究所から「岐阜市教育研究所施設使用承認書」の返却を受ける。（この時点で使用可）

④【使用前後】

「岐阜市教育研究所施設使用承認書」を教育研究所2階事務室に持参し、使用開始・終了を伝える。

3 使用にあたって

- 施設使用は、8時45分～17時00分（準備・片付けを含む。）とします。
- 駐車場は140台が上限です。近隣施設の駐車場をお願いすることがあります。
- PCやタブレット端末の貸出は行っていません。申込団体で準備をしてください。
- 使用のキャンセルやオンラインへの変更等は、早急に電話にて連絡をしてください。
- 新型コロナウイルス感染症感染防止対策にご協力をお願いします。